

「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」の開催について

平成15年 5月27日

福島県生活環境部

検討会開催の趣旨

- これまでの「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済システムを変革し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質のリサイクルや天然資源の消費を抑制する「循環型社会」を形成していくことが喫緊の課題となっています。
- 「循環型社会」を形成するためには、廃棄物の「発生抑制(Reduce)、再使用(Reuse)、リサイクル(Recycle)」と「適正な処分」を行っていく必要があります。このため、産業廃棄物への対応として県は、各排出事業者における自主的な取組みを一層促進するとともに、法律や条例に基づく規制的手法による施策の拡充・整備を図っているところですが、循環型社会のシステムを定着させ、産業廃棄物を取り巻く諸課題を解決するためには、更に、市場経済の原理に沿った手法(経済的手法)など新たな仕組みについても考えていく必要があります。
- このようなことから、本県における「循環型社会」の形成と円滑な産業廃棄物処理を目指していくという観点から、「産業廃棄物行政と経済的手法のあり方に関する検討会」を設置することにしました。
- 検討会の設置に当たっては、学識経験者、経済界、産業界、産業廃棄物業界、県民等に参画いただき現状や課題について十分な議論をすることにより、産業廃棄物行政と経済的手法のあり方、課題等を整理するとともに、オープンな検討を通して、県の政策形成に関して広く県民の御理解をいただきたいと考えています。